



令和2年7月28日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新規感染者数の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっている。

特に、最近のクラスターは、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）や若年層や学生が集まる場などで多く発生していることから、各省連携の下、地方自治体、関連団体、経済界、教育関係者の協力を得て、次の通り各般の主な施策を強力に推進していく。

1. 飲食店等におけるガイドライン遵守の徹底に向けた取組

感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が各業界団体により作成・公表されているが、これまで発生したクラスターの分析によると、必ずしも全ての店舗において遵守されていない。このため、クラスター発生防止のため、飲食店等におけるガイドラインの普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組む。

国としては、飲食店等の感染防止に向けた取組に対し、持続化補助金により支援するほか、飲食店への訪問を通じたガイドラインの周知、対応状況の確認及び更なる遵守の徹底の働きかけを行うとともに、地方自治体や関係団体等による取組の強化を勧奨する。

(1) 地方自治体による取組

国は、地方自治体に対し以下の取組を推進するよう勧奨する。

- ・飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守の徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地

方自治体における制度の普及促進を図る。

(2) 業界団体等による取組

国は、業界団体や酒類業者に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業界団体が会員企業に対し、ガイドラインを周知するとともに、ガイドラインの遵守に向けて必要な助言・勧奨等を行う。
- ・業界団体が会員企業のガイドライン遵守状況や具体的な取組内容を早急に調査するとともに、ガイドラインを遵守している飲食店等に対する表示（生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスター、ステッカーのほか飲食業界ガイドラインに対する自主適合宣言マーク等）を勧奨する。
- ・業界団体が会員企業に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを従業員や利用者に促すよう勧奨する。また、感染者が発生した店舗を利用した者に対し通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合は、飲食店等に対し当該システムの利用を促す。
- ・酒類業ガイドライン（酒類業中央団体連絡協議会策定）等を遵守した取引の徹底を勧奨する。また、酒類業者から取引先飲食店に対してガイドラインの遵守等を勧奨する。

(3) 商店街による取組

国は、全国商店街振興組合連合会（全振連）及び地方自治体を通じて、各地域の商店街に対し、以下の取組を勧奨する。

- ・商店街として、地方自治体や業界団体と連携しつつ、全振連が公表しているガイドラインを踏まえた感染防止対策を実施する。
- ・商店街に所属する飲食店等に対し、ガイドライン遵守に向けた取組を勧奨するとともに、ポスターやステッカー、自主適合宣言マーク等の掲示やホームページ等での公表など取組の「見える化」を勧奨する。
- ・飲食店等が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」を活用するよう、商工会等と商店街組合が連携し、飲食店等に周知する。

(4) 飲食店等の紹介サイトとの連携により、ガイドラインの遵守状況等を店選びに活用できる仕組みを検討・実施する。

2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組

飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることか

ら、利用者一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要である。このため、国として国民に以下の取組を推奨するとともに、都道府県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことについて検討するよう促す。

(1) 「新たな日常」に対応した行動変容の働きかけ

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。

(2) 接触確認アプリ等の活用

- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと。

3. 職場や大学等における感染防止対策

(1) 経済団体等と一体となった感染防止の取組強化

職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体を通じて、各企業に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業務後の大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意するよう促すこと。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録の推奨。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の推進。
- ・体調が良くない従業員を出勤させないこと。

(2) 国家公務員、地方公務員に関する取組

国家公務員、地方公務員についても、（1）と同様の対応を実施。

(3) 大学等と連携した取組

大学等に対し、以下の取組により学生に感染リスクの注意喚起を行うよ

う勧奨する。

- ・若年層の感染や会食・合宿等を通じての感染が多數確認されていることを踏まえ、行動に特に留意するよう強く求めること。
- ・たとえば、オンライン授業の初期画面での注意喚起（例：「会食、飲み会、サークル旅行、団体イベント、合宿における感染リスクの注意喚起」）のポップアップ表示や、学生一人ひとりへのメール送付など、学生等に当該注意喚起が確実に伝わる方法で行うこと。

4. 感染拡大を防止するための飲食店名等の公表

クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する扱いとなっており、当該公表において関係者の同意が必要なものではないこととともに、ガイドラインに掲載しているような感染防止策が適切に講じられていなかつたことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

県民・事業者の皆様へ

令和2年7月31日
愛媛県知事 中村時広

愛媛県内における新型コロナウイルス感染症の状況及びお願いについて

平素より新型コロナウイルス感染症への対策に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

1. これまでの感染状況及び対応状況

本県では、「感染縮小期」へ移行した6月19日以降、感染防止の徹底を前提として、地域や県内への外出の日常化、近隣観光の促進等を皮切りに、地域経済の立て直しに向けた歩みを着実に進めてきたところです。

一方で、都道府県をまたぐ移動が解禁されて以降、東京都をはじめ首都圏において感染者数が増加し始め、7月に入ってからは、全国的な感染拡大が収まらず、この数日は、連日、過去最多の感染者数が更新される状況となっております。

県内でも、52日間の「感染者なし」から一転、7月19日以降、県内で4事例・7名の感染が確認されました。

連日の報道や、東・中・南予全ての地域での陽性確認に不安を感じられている方も多いと思われますが、県では、これまでと同様、一つひとつの事例に丁寧に対処し、速やかな関係者調査や幅広な検査の実施を行い、本日時点で、4事例全ての関係者の特定と囲い込みを完了しましたことを報告します。

これまで人の移動等に伴い、散発的な感染の発生が避けられないと申し上げてきましたが、県では、このように、事例ごとの迅速な関係者の特定や囲い込みを行い、各事例とも更なる感染拡大への連鎖を防ぐことができている状況のため、県民の皆様におかれでは、冷静に落ち着いて受け止めていただきますようお願いいたします。

愛媛県内の状況

【R2.7.31 14時現在】

事例	検査数	陰性	陽性	関係者調査	PCR検査	健康観察
対処事例 (クルーズ船、1~19事例)	1,332	1,250	82	●	●	●
20事例目 (宇和島市①20代)	4	3	1	●	●	○
21事例目 (今治市①30代)	18	17	1	●	●	○
22事例目 (松山市①40代)	40	36	4	●	●	○
23事例目 (新居浜市③20代)	8	7	1	●	●	○
上記以外	1,604	1,604	—	—	—	—
合計	3,006	2,917	89	治療中：2人 退院等：87人		

【凡例】 ●：接触者特定済、検査完了、健康観察終了
○：接触者特定中、検査中、健康観察中

2. 夏休み・お盆期間の注意

全国的に感染が拡大する中で、明日から8月を迎えるにあたり、夏休みやお盆などにより、県をまたぐ人の移動がますます活発になることで、県外からのウイルスの持ち込み、持ち帰りによる感染事例が増加することが懸念されます。

このため、「夏休み・お盆期間」を迎えるにあたり、県民の皆様におかれましては、改めて、以下の3点にご注意いただくようお願いいたします。

①首都圏や関西圏からの帰省に注意

➢重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患のある家族がいる場合は特に注意

- ・今回は感染拡大地域からの帰省は控える
- ・電話やオンラインを活用した対話にする
- ・感染リスクの回避について、今一度ご家族で相談する
- ・帰省された場合は、健康観察・体調管理には十分注意していただき、少しでも発熱や咳など体調に異変を感じたら、人の接触を避けて休養する
- ・ためらわずに相談センターに連絡する など。

➢事業者の方々は出張等においても同様、旅行も慎重に

- ・首都圏や関西圏、大都市圏への出張や旅行は、慎重に検討していただく、オンラインで会議等を開催など。

②県外の旧友たちとの会合注意

- 遠方からの多くの人が集まる同窓会や（あるいは大声で飛沫が飛びやすい）カラオケなどは特に注意
- ・大人数の集まりは3密となりやすいことから、今回は中止する（延期する）など。
- 開催する場合は参加者の症状の有無を確認
 - ・症状のある方は参加しない
 - ・参加者に症状がある方がいないか確認する
 - ・会食等では向かい合って大声で会話しないなど。

③旅先の3密場所への立ち入り注意

- 気を付けながら県内や近隣への旅行を楽しむ
 - ・こまめな手指消毒を実施する
 - ・マスクを着用する
 - ・ソーシャルディスタンスをとる
 - ・換気の悪い場所には留まらないなど。
- 事業者の方々は出張等においても同様、特に夜の繁華街（キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ）には立ち寄らない

3. 飲食店等を利用する場合の留意事項

最近は、キャバクラやガールズバー、ホストクラブなどの接待を伴う飲食店のみならず、いわゆる飲み会、会食等の場でのクラスター発生事例が、多数、確認されています。

この状況を踏まえ、このたび、政府におきまして、「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」が取りまとめられました。

この中で、飲食店等の利用者がご自身の身を守る行動として、以下の取組が推奨されておりますので、県民の皆様におかれましては、ご参考にしていただきますようお願いします。

＜飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組＞

- 日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。

- 大人数での会食や飲み会を避けること。
- 会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- 大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベン
ト、スポーツ観戦等で大声をだすなど）を自粛すること。
- マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システム（本県では、えひめコロナお知らせネット）の利用登録を行うこと。

4. 最後に

大変残念なことに、使命感を持ち、最前線で新型コロナに立ち向かっている医療従事者の皆様、及びそのご家族の方々に対する偏見や誹謗中傷が今もなされていると聞いています。

また、感染された方を非難するビラの配布が大きく報道されるなど、心無い言葉、行動が続いています。

無責任な情報拡散や、個人情報の公開などで、感染が確認された方が保健所の聞き取りに対しても不信感を持ち、全国的に協力が得られず、感染経路や関係者の特定に支障が出ているとの声が聞かれます。囮い込みが遅れることによる感染の拡大は絶対に避けなければなりません。

今、県民が一丸となって取り組まなければならないことは、感染拡大の防止であり、感染者に対する個人攻撃、誹謗中傷は、決して感染防止には繋がりません。

機会あるごとにお伝えしているように、敵はウイルスです。県民の皆様におかれでは、人を非難するのではなく、想像力を働かせ、冷静なご判断と思いやりの心をもって、

1つ、うつらないよう自己防衛！

2つ、うつきないよう周りに配慮！

3つ、習慣化しよう3密回避！

という感染回避行動を日常化していただきますようお願いします。

今後とも、県では、正確な情報の提供と速やかな情報共有に努めますので、県民の皆様には、新型コロナに正しく向き合い、正しく恐れ、正しく行動することを心掛けていただき、「愛顔あふれるえひめ」の実現に向け、前を向いてともに歩んでいきましょう。

別添⑥

令和2年8月5日

各課等長様

写

新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局

新型コロナウイルス感染防止に係る
夏休み・お盆時期の注意事項の周知について（依頼）

さて、連日にわたり全国各地で新型コロナウイルスの感染が報告されています。

本市でも、2カ月間の「感染なし」から一転し、7月25日以降、5事例15名の感染が確認されており、うち、2事例については、県外との往来が関係しているところです。

つきましては、先日の「第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議」でも本部長から指示がありましたが、お盆期間を迎えるにあたり、本市への帰省や県外への訪問などの機会が増えますことから、感染拡大防止のため、職員やご家族の「夏休み・お盆期間中の注意事項」の実践について、周知いただきますようお願いします。

また、関係団体等への周知についてもご協力いただきますようお願いします。

記

○ 夏休み・お盆期間中の注意事項

1 首都圏や関西圏、大都市からの帰省に注意

- (1) 高齢者、基礎疾患のある家族がいる場合は特に注意
- (2) 事業者の方々は出張等においても同様、旅行も慎重に

2 県外の旧友たちとの会合注意

- (1) 遠方からの多くの人が集まる同窓会やカラオケなどは特に注意
- (2) 開催する場合は参加者の症状の有無を確認

3 旅先の3密場所への立ち入り注意

- (1) 気を付けながら県内や近隣への旅行を楽しみましょう
- (2) 事業者の方々は出張等においても同様（特に夜の繁華街：キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ）に立ち寄らない

担当
防災・危機管理課
竹場・徳岡
TEL 948-6794

